

公告 第639号

組合規程の一部変更について

平成30年8月27日付SCSK健発第382号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成30年9月3日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・個人情報保護管理規程

以上

個人情報保護管理規程
新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
「略」 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 個人情報を取扱うにあたって、その利用目的をできる限り特定し、被保険者等本人にホームページで公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。	「略」 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 個人情報を取扱うにあたって、その利用目的をできる限り特定し、被保険者等本人に <u>わかりやすい形で通知し、又はホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報誌等で公表する。</u> また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。
2 「略」	2 「略」
3 「略」	3 「略」
4 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。	4 「新設」
5 第2項、第4項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取り扱ってはならない。 (個人情報の第三者への提供)	5 「新設」 (個人情報の第三者への提供)
第4条 法第23条第1項に規定する第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して	第4条 法第23条第1項に規定する第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して

利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 「略」 3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、<u>管理台帳に記載</u>するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、<u>管理台帳に記載</u>するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 (個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない</u>。 附 則 この規程の改正は平成30年9月1日から施行する。	利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 「略」 3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、<u>様式第1号に定める記録を作成</u>するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、<u>様式第2号に定める記録を作成</u>するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 (個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、<u>個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない</u>。
---	--